

上山市告示第29号

令和7年度上山市子ども食堂等物価高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月2日

上山市長 山本幸靖

令和7年度上山市子ども食堂等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受けている子ども食堂等を運営する団体等に対して、子ども食堂等の安定的かつ継続的な運営に資するため、予算の範囲内において上山市子ども食堂等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和37年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「子ども食堂」とは子どもに対して無料又は食材費相当額程度の低額な料金で、食事の提供を行うことをいう。

(交付対象事業)

第3条 支援金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、子ども食堂または子ども食堂と同様であると市長が認めた事業であって、次の各号に定める事項をすべて満たすものとする。

- (1) 市内で実施されること。
- (2) 主な対象者が、18歳未満の子どもであること。
- (3) 令和7年4月1日から令和8年3月16日までの間に12回以上かつ定期的実施し、実施1回当たりの子どもの人数が5人以上であること。ただし、市長が適当と認める場合は、この限りでない。
- (4) 宗教活動、政治活動を行うものでないこと。
- (5) 営利活動を目的としたものでないこと。
- (6) 公序良俗に反したものでないこと。

(交付対象者)

第4条 支援金の交付対象となる者は、次の各号に定める事項を全て満たすものとする。

- (1) 子ども食堂を実施している団体（特定非営利活動法人や企業、事業運営のための任意団体等）又は個人であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係にあるものでないこと。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、別表に基づき算出した額とする。

(交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を市長に提出して申請しなければならない。

- (1) 令和7年度上山市子ども食堂等物価高騰対策支援金交付申請書（兼実績報告書兼請求書）（様式第1号）
- (2) 令和7年度上山市子ども食堂等物価高騰対策支援金事業実施状況報告書（様式第2号）
- (3) 振込先口座の通帳の写し
- (4) 活動内容が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(申請受付期間)

第7条 申請受付期間は、この要綱の施行の日から令和8年3月16日までとする。

(交付決定および通知)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付することが適当であると認めるときは支援金の交付決定を行い、令和7年度上山市子ども食堂等物価高騰対策支援金交付決定通知書（様式第3号）により、不適当であると認めるときは、令和7年度上山市子ども食堂等物価高騰対策支援金交付非該当通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び額の確定)

第9条 規則第14条の規定にかかわらず、第6条の書類の提出をもって、規則第14条に規定する実績報告に代えるものとする。

2 規則第15条の規定にかかわらず、前条に規定する支援金の交付決定に係る通知をもって、規則第15条に規定する補助金額の確定通知に代えるものとする。

(支援金の支払)

第10条 市長は、第8条に規定する支援金の交付決定及び前条第2項に規定する額の確定を行った場合は、支援金を支払うものとする。

(支援金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者がある時はその者に既に交付された支援金を返還させることができる。

(関係書類の保管)

第12条 支援金の交付を受けた者は、申請に係る証憑書類を整備し、支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別

に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年2月4日から適用する。

別表（第5条関係）

区分	支援金の額
子ども食堂	1回あたり3千円。ただし、子ども食堂及び子ども食堂と同様と認められる事業の回数を合わせた回数の上限を20回までとする。
子ども食堂と同様と認められる事業	